

公益財団法人 日本サッカー協会
2012年度 第5回理事会

日 時：2012年7月12日(木)14:00
場 所：東京都文京区/JFAハウス

協議事項

1. 専門委員会・特別委員会の新設、改称（基本規程改正）の件

(協議) 資料No. 1

専門委員会の新設および既存委員会の改称(所管事項の変更)について、以下の通りとしたい。

1. 「法務委員会」の新設

現在、「法務」に関する事項は、総務委員会法務部会が所管しており、本協会の各種規程の草案や法務関連政策案の決定などの重要事項を扱っている。昨今、「法務」分野においては、FIFAやAFC等の国際機関における決定など、国内外の様々な政策決定への本協会としての対応を求められる機会が増加しており、同部会の重要度とその求められる専門性がますます高まっている。これらの状況に対応するため、現法務部会を「法務委員会」として専門委員会へ格上げし、体制を強化し専門性の高い組織を編成する必要がある。

さらに、「法務委員会」は、FIFA加盟協会として設置が推奨される「専門委員会」の一つであることからその設置が望まれる。

当該委員会の具体的な所管事項は以下の通りとする。

- (1) 各種規程・規則の草案
- (2) 各種法務関連政策に関する事項
- (3) サッカー界における法秩序の維持

2. 「規律・フェアプレー委員会」の「規律委員会」への改称/所管事項の変更

現規律・フェアプレー委員会について、その所管事項から「フェアプレーに関する事項」切り離し、司法機能（競技及び競技会に関連する違反行為に対する調査・審議）に特化させる。そのため、名称も「規律委員会」へ変更する。

3. 「リスペクト・フェアプレー委員会」の新設

上記の通り規律・フェアプレー委員会の所管事項から「フェアプレーに関する事項」を切り離し、その役割を現在の「リスペクト・フェアプレープロジェクト」に移管する。そのうえで同プロジェクトを「リスペクト・フェアプレー委員会」として専門委員会に格上げする。規律・フェアプレー委員会と同プロジェクトに分散していた「フェアプレーに関する事項」に関する役割を「リスペクト・フェアプレー委員会」へ一本化することで、本協会として統一かつより実効的な政策立案とその実行を図る。

当該委員会の具体的な所管事項は以下の通りとする。

| |
|--|
| <p>(1) リスペクトに関する事項 (2) フェアプレーに関する事項</p> <p>4. 「100周年記念事業プロジェクト」の新設 JFA創立100周年記念事業を検討するプロジェクトを新設する。 (プロジェクトリーダーは田嶋副会長、メンバーは9月理事会に付議する)</p> |
| <p>2. 各種委員会委員、部会員、プロジェクトメンバー選任の件</p> |
| <p>(協議) 資料No. 2</p> |
| <p>3. 日本サッカーミュージアム 館長委嘱の件</p> |
| <p>2002FIFA ワールドカップ記念 日本サッカーミュージアムの館長を、以下の者に委嘱したい。</p> <p>館長 小倉 純二 (名誉会長) 任期 2012年9月10日から2年間</p> <p>【参考】 2002FIFA ワールドカップ記念 日本サッカーミュージアム規定 「第6条(館長の選任) 館長は理事会の承認を経て、会長が委嘱する」</p> |
| <p>4. 2012年度 功労賞の件</p> |
| <p>(協議) 資料No. 3</p> <p>地域及び都道府県FAから申請があった別紙の方に、功労賞を授与したい。</p> <p>※対象者 (1) 地域及び都道府県FA三役(会長、副会長、専務理事及び理事長)を退任された方 (2) 地域FA役員を退任された方(役員歴20年以上): 各地域FA 年度毎2名以内</p> |
| <p>5. 2012/2013年フットサル競技規則改正の件</p> |
| <p>(協議) 資料No. 4</p> <p>2012/2013年のフットサル競技規則改正は別紙のとおり。</p> |

| |
|--|
| <p>6. リスペクト・プロジェクトの件</p> |
| <p>リスペクトFC 設立1周年記念イベントについては、別紙の通りとしたい。</p> <p>(協議) 資料No. 5</p> |
| <p>7. JFAこころのプロジェクト『エグゼクティブアドバイザー』の件</p> |
| <p>JFAこころのプロジェクト『エグゼクティブアドバイザー』を、以下の者に委嘱したい。</p> <p>小倉 純二 (名誉会長)</p> <p>※なお現在のJFAこころのプロジェクト最高顧問の川淵三郎キャプテンは引き続き最高顧問を継続する。</p> |
| <p>8. プレジデント・ミッション(PHQ)の件</p> |
| <p>I. 2012年度 47FA 公益目的事業等活動支援金 交付要項の改訂について</p> <p>実績報告書の作成・提出・確認作業の効率化を図ると共に、実績報告が年度末に集中するのを避けるため、別紙のとおり、実績報告にかかる部分の交付要項を変更したい。</p> <p>(協議) 資料No. 6</p> <p>II. 2012年度 都道府県フットボールセンター整備助成事業について</p> <p>2012年3月の理事会において保留となっていた福井県の案件について、以下の通り、交付決定としたい。</p> <p><u>1) 当初計画概要</u></p> <p>申請者：社団法人福井県サッカー協会 整備内容：天然芝グラウンド(1面)/クレーグラウンド(3面)/クラブハウス/ 夜間照明 計画地：福井県坂井市 要望額：74,900,000円(2012年3月理事会で保留) 保留の理由：①用地確保に関する不確実性があるため (事業再生中の芝政観光開発(株)が所有する用地であった) ②事業収支計画の不確実性があるため</p> <p><u>2) 2点の不確実性についての対策</u></p> |

①用地確保に関する不確実性について

芝政観光開発（株）が所有する土地を坂井市が購入し、その土地を福井県サッカー協会に長期無償貸与することで調整が付いたため、用地確保の不確実性は解消された。

②事業収支計画の不確実性について

収入間口を広げることを目的に、天然芝ピッチ1面だけを整備する計画から、天然芝ピッチ3面を整備するよう整備計画を見直した（専門家の指導により当初整備予算内で3面のピッチができることを確認）。その上で、福井県サッカー協会の主たる事業等を洗い出し、収支計画を詳細に調査した結果、事業収支計画の不確実性についても概ね解消できるものと判断できた。

3) 今回審議事項

「都道府県フットボールセンター整備助成事業 助成金交付要項」第7条の規定に基づき、下記のとおり、74,900,000円で交付決定としたい。

<交付決定内容>

対象者：社団法人福井県サッカー協会

整備内容：天然芝グラウンド（3面）/クラブハウス/夜間照明

計画地：福井県坂井市

助成金交付決定額：74,900,000円

条件：用地の長期無償貸与（20年）契約書の締結/管理担当者のSMC本講座受講

（協議）資料No.7 ①②③